

施設基準一覧				令和8年7月27日現在
No.	施設基準名称	受理記号	受理番号	算定開始日
基本診療科の施設基準				
1	電子的診療情報連携体制整備加算3	外医DX3	第2420号	令和 8年6月1日
2	電子的歯科診療情報連携体制整備加算2	歯医DX2	第1432号	令和 8年6月1日
3	地域歯科診療支援病院歯科初診料	病初診	第100047号	平成30年10月1日
4	歯科外来診療医療安全対策加算2	外安全2	第261号	令和 6年 6月1日
5	歯科外来診療医療感染対策加算3	外感染3	第261号	令和 6年 6月1日
6	歯科診療特別対応連携加算	歯特連	第276号	令和 4年 4月1日
7	継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	入減免	第25号	令和 8年6月1日
8	一般病棟入院基本料	一般入院	第569号	令和 7年9月1日
9	診療録管理体制加算2	診療録2	第100219号	令和 2年 4月1日
10	電子的診療情報連携体制整備加算1	入医DX1	第138号	令和 8年6月1日
11	療養環境加算	療	第136号	平成22年 3月1日
12	病棟薬剤業務実施加算2	病棟薬2	第253号	令和 3年11月1日
13	データ提出加算	データ提	第412号	令和 2年 4月1日
特掲診療科の施設基準				
1	薬剤管理指導料	薬	第100045号	平成23年 8月1日
2	歯科治療時医療管理料	医管	第3344号	平成24年 6月1日
3	特別管理加算	特管	第148号	令和 8年6月1日
4	口腔機能実地指導料	口実地	第1316号	令和 8年6月1日
5	在宅患者歯科治療時医療管理料	在宅管	第244号	平成22年 4月1日
6	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算	在宅充	第1824号	令和 8年6月1日
7	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3に規定する遠隔モニタリング加算	遠隔持陽	第1084号	令和 8年7月1日
8	検体検査管理加算（Ⅰ）	検Ⅰ	第100085号	平成29年 7月1日
9	コンタクトレンズ検査料1	コン1	第100128号	平成29年 4月1日
10	有床義歯咀嚼機能検査1のイ	咀嚼機能	第4号	平成28年 4月1日
11	有床義歯咀嚼機能検査2のイ	咀嚼機能	第124号	平成30年 4月1日
12	精密触覚機能検査	精密触覚	第1号	平成30年 4月1日
13	睡眠時歯科筋電図検査	歯筋電図	第24号	令和 3年 4月1日
14	歯科画像診断管理加算1	歯画1	第2号	平成14年 4月1日
15	歯科画像診断管理加算2	歯画2	第1号	平成24年 4月1日
16	CT撮影及びMRI撮影	C・M	第100682号	平成24年 4月1日
17	歯科口腔リハビリテーション料2	歯リハ2	第60号	平成26年 4月1日
18	手術用顕微鏡加算	手顕微加	第98号	平成28年 4月1日
19	口腔粘膜処置	口腔粘膜	第571号	平成30年 4月1日
20	う蝕歯無痛の高洞形成加算	う蝕無痛	第100134号	平成20年 4月1日
21	歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算	歯技連1	第695号	令和 6年 6月1日
22	光学印象	光印象	第571号	令和 6年 6月1日
23	C A D／C A M冠及びC A D／C A Mインレー	歯CAD	第298号	平成26年 4月1日
24	3次元プリント有床義歯	3DFD	第653号	令和 8年7月1日
25	歯科技工加算1及び2	歯技工	第423号	平成22年 4月1日
26	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)	歯顎移	第7号	平成24年 4月1日
27	顎関節人工関節全置換術	顎人工	第2号	令和 2年 5月1日
28	歯周組織再生誘導手術	GTR	第242号	平成20年 4月1日
29	手術時歯根面レーザー応用加算	手術歯根	第104号	平成22年 4月1日
30	広範囲顎骨支持型装置埋入手術	人工歯根	第5号	平成24年 4月1日
31	歯根端切除手術の注3	根切頭微	第60号	平成28年 4月1日
32	レーザー機器加算	手光機	第620号	平成30年 4月1日
33	歯科麻酔管理料	歯麻管	第3号	令和 2年 4月1日
34	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）	歯麻酔Ⅱ	第20号	令和 8年6月1日
35	クラウン・ブリッジ維持管理料	補管	第4583号	平成 8年 4月1日
36	歯科矯正診断料	矯診	第100139号	平成22年 4月1日
37	顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る。))の手術前後における歯科矯正に係わるもの)	顎診	第51号	平成18年12月9日
38	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5	外在ベ1注	第3051号	令和 8年6月1日
39	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5	歯外在ベ1注	第579号	令和 8年6月1日
40	入院ベースアップ評価料250	入ベ250	第1号	令和 8年6月1日
41	歯科技工所ベースアップ支援料	歯技ベ	第3349号	令和 8年6月1日
入院時食事療養・入院時生活療養等の届出				
1	入院時食事療養（Ⅰ）	食	第937号	平成 9年10月1日
酸素の購入価格の届出				
1	酸素の購入価格に関する届出書	酸素	第575392号	令和 8年 4月1日

■電子的診療情報連携体制整備加算 3

当院では医療 DX を推進し質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

当院ではオンライン請求を行っております。

オンライン資格確認を行う体制を有しております。

電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。

電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施しております。

マイナ保険証利用を促進する為、お声掛け・掲示を行い、医療 DX を通じて質の高い医療を提供出来る様取り組んでおります。

■電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2

・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

・厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、令和 8 年 6 月 1 日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○初診時 4 点

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

■地域歯科診療支援病院歯科初診料

1. 当院では、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄、滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。

2. 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を 4 年に 1 回以上、定期的に受講している歯科医師が 1 名以上配置しています。

■歯科外来診療感染対策加算 3

当院では以下の取り組みを行っています。

1. 安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な感染対策を講じています
2. 院内感染管理者を配置し、院内感染対策に関する指針を備えています。

■一般病棟入院基本料

当院は、急性期一般入院料 1 の適用を受けています。

■看護要員配置について

当院の病棟では 1 日に 6 名以上の看護職員(看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 8 時 45 分～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。
- ・夕方 17 時～朝 8 時 45 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。

■歯科外来診療医療安全対策加算 2

当院では以下の取り組みを行っています。

1. 緊急時の初期対応のための医療機器（A E D、酸素ボンベおよびマスク、血圧計、パルスオキシメーター、救急蘇生セット）を設置しています。
2. 緊急時に円滑な対応ができるよう、国家公務員共済組合連合会 大手前病院と連携体制をとっています。
3. 口腔内で使用する歯科医療機器等について、専用機器を用いた洗浄、滅菌処理を行い、感染対策の徹底をはかっています。
4. 患者様の歯科診療を行うに当たり、感染防止のために、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保しています。
5. 歯の切削や義歯の調整、被せ物の調整時に飛散する細かな物質を吸収できるよう、歯科用吸引装置等を設置しています。
6. 診療に係る医療安全管理対策を実施しています。
7. 医療安全対策に係る研修を終了した歯科医師が常勤しています。

院内救急委員会
2023 年 10 月 23 日改訂版

救 急 患 者 マ ニ ュ ア ル



※1 搬送方法に関わらず、大手前病院へは救急対応した医員もしくは看護師が必ず付き添う。

※2 当直医(医科)内線

※3 救急車を要請する場合は、状況説明の必要があるので医員・看護師に直接電話して頂く。

■CAD/CAM 冠

歯科用 CAD/CAM 装置を用いて、小臼歯と下顎第一大臼歯に金属を使用しない白色の冠を作製しています。金属アレルギーがある方には大臼歯にも作製できます。詳しくはご相談ください。

■クラウン・ブリッジ維持管理

当院で装着した冠やブリッジは、2 年間の維持管理に取り組んでいます。

■有床義歯の取り扱い

有床義歯は作成後、6 ヶ月間は新たに作ることはできません。
他院で作った場合も同様です。

■歯科治療時医療管理

歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

■歯科技工加算 1 及び 2

当院は院内に歯科技工室を有しており常勤の歯科技工士が在籍しております。患者さんの求めに応じて、迅速に義歯（入れ歯）の修理及び軟質材料を用いた義歯内面の適合状態の調整を行います。

■一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和 6 年 10 月から医療上必要がないにもかかわらず、患者さんの希望で長期収載品を選んだ場合、選定療養費として薬価の差額の一部を患者さんが負担する制度が導入されました。

ご不明な点はお気軽にご相談ください。

■歯科点数表第 2 章第 9 部手術通則 4 に掲げる手術実績（実施期間：2025 年 1 月～12 月）

舌悪性腫瘍手術	13例
上顎骨悪性腫瘍手術	1例
上顎骨形成術	218例

■病棟薬剤業務実施加算 1

当院では、病棟において、薬剤師が医療従事者の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する業務を実施しております。

実施にあたり、病棟専任薬剤師が、入院患者さんから投薬状況等について、聞き取りをすることがあります。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

病棟専任薬剤師 森田・野木・川原

■コンタクトレンズ検査料 1

1. 当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、近畿厚生局に届出を行っております

2. 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は再診料 76 点を算定いたします。

3. コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

※厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名	辻村	まり
眼科診療経験	：	39 年 (2026 年 7 月現在)
コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名	長央	由里子
眼科診療経験	：	23 年 (2026 年 7 月現在)

※上記につきご不明な点はお相談ください。